			基本情報		争点等					第			控訴審		上告審								
No.	局	主税目等	原告等	被告等	圣 概要等	年課 度税	処 分 部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	和 判決日等。 第	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告	判決日等
3	札幌	所得税 (源泉)		国(札幌南 税務署長)	株式未公開の非上場株式会社における株式の評 行価。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。 錯誤を理由に株式譲渡の無効を主張することができ るか否か。		税務署		東京地 方3		H30.8.31	<u>R4.2.14</u> 美	東京高		R4.2.25	相手側	R4.11.30	棄却	東京高 等1		R4.12.13	相手側	R5.6.1
5	札幌	所得税 (源泉)		国(札幌南 税務署長)	株式未公開の非上場株式会社における株式の評 記価。 更正処分等の理由附記に不備があるか否か。 錯誤を理由に株式譲渡の無効を主張することができ るか否か。	~	税務署		東京地 方3		H30.8.31	R4.2.14	東京高 『等24		R4.2.25	相手側	R4.11.30	棄却	東京高 等1		R4.12.13	相手側	R5.6.1

[基本情報		争点等		第	一審			控訴審			上告審									
lo.	局	主税目等	原告等	被告等 说	至 概素等	年課 度税	処 分 部 <u>担当者</u>	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等
388	関信	その他 間接諸 税		国(新潟税 係務署長) 原	系 ・本件契約書等の課否判定(印紙税)	26.9 ~ 29.8	務	東京地方3		R2.7.22	R5.3.8	一部敗訴	東京高 等22		R5.3.22	双方							
438	名古屋	消費税		国(岐阜北 税務署長)	を 在本件機械装置の取得時期はいつか。	28/5 29/5	調 査 部	東京地方2		R2.9.16	R5.3.9	棄却	東京高 等14		R5.3.23	相手側							
443	関信	消費税		国(桐生税 務署長) 5	原告の行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分 の課税標準額の算出は、消費税法施行令45条3項に 規定する「合理的に区分されていないとき」に該当す るか否か。	20/3	査	東京地 方51		R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高 等24		R5.6.8	相手側							
454	福岡	法人税		国(行橋税 億務署長) 原	系 青色申告承認取消処分の適法性(2期連続期限後申 告となったことに納税者の責めに帰すべき事由がある か否か)	1/6	税 務 署	福岡地		R3.6.25	R4.12.14	棄却	福岡高 等4		R4.12.20	相手側	R5.6.30	棄却					
461	大阪	相続税			①決定等通知書の理由附記に不備があるか ②原処分は「調査により」行われたものか ③3貸付金債権該当性 虱④貸付金債権は、評価通達205に定める「その回収が 不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該 当するか	28	税 務 署	大阪地 方7		R3.8.21	R4.9.22		大阪高 等10		R4.10.3	相手側	R5.3.16	棄却	大阪高 等10		R5.6.8	相手側	
469	東京	法人税		国(豊島税 号務署長) 糸	相手側は、日本とアラブ首長国連邦との間の租税条 日本4条1項に規定する「一方の締約国の居住者」に該 日本のである。	27/1 2 ~ 29/1 2	調 査	東京地 方38		R3.8.25	R5.5.30	棄却											
477	大阪	相続税			原告に弁解、防禦の機会を与えずに行った更正処分 に憲法31条に違反するか 相続財産でない相続分の譲渡に課税することは憲法 30条、84条に違反するか	27	税 務 署	大阪地 方7		R3.10.14	R4.4.14	棄却	大阪高 等14		R4.4.26	相手側	R4.12.2	棄却	大阪高 等14			相手側	R5.6.7
509	東京	所得税			韓国において、韓国の税務署長が行った相手側の亡 父に保る韓国の相続税及び贈与税の各課税処分の 取消しに伴って発生した韓国の相続税等の還付金に 風係る還付加算金について、当該還付加算金を受ける 権利を有する者は、相手側の亡母(本件に係る審査請 求後に死亡)か否か。	29	税 務 署	東京地 方2		R3.12.21	R5.3.2		東京高 等12		R5.3.10	相手側							

	基本情報				争点等					負			控訴審				上告審						
No.	局	主税目等	原告等	被告等 並	至 概要等	年課 度税	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控 訴 人 *	判決日等	結果	裁判所	事件番号	- 会 提訴年月日之	上
52	7 熊本	法人税		国(鹿児島 税務署長)	ト 相子及び配当等から源泉徴収された本件所得税額が は法人税から控除できるか否か。	31.4 ~ 2.3	務		東京地 方25		R4.6.27	R5.3.30		東京高 等5		R5.4.10	相手側						
53	6 熊本	所得税 (譲渡)			本人訴訟 系分離課税の譲渡所得として申告した土地及び建物の 粛譲渡による各譲渡所得について、所得税法33条の規 定の適用ができるか否か	30	税務署		熊本地 方2		R4.8.1	R5.6.9	棄却										
53	7 熊本	所得税 (譲渡)		国(熊本西 伊 税務署長) 原	本人訴訟 系上場株式に係る分離課税の譲渡所得について、所得 税法33条の規定の適用ができるか否か	1	税務署		熊本地 方2		R4.8.1	R5.6.9	棄却										
53	8 東京	法人税		国(豊島税 号務署長) 糸	相手側は、日本とアラブ首長国連邦との間の租税条 は約4条1項に規定する「一方の締約国の居住者」に該 当するか否か。	30/1 2	調査部		東京地 方38		R4.8.17	R5.5.30	棄却										
55	1 大阪	所得税		国(富田林 税務署長 事務承継 者宇治税 務署長)	1 本件各処分の取消しを求める納税者の訴えは適法 おなものであるか否か(本案前の争点) 12 納税者を給与所得者として課税した本件各処分は 適法か否か	24 ~ 27	税務署		京都地方3		R4.8.15	R5.5.22	移管										***************************************
56	2 東京	相続税		国(新宿税 新務署長) 5	相続税法32条(平成23年法律第114号による改正前 もの。)3号に規定する遺留分による減殺の請求に 値基づき弁償すべき額が確定した日とは、遺留分減殺 官請求に係る和解が成立した日、又は、和解に基づく価 額弁償金が実際に支払われた日のいずれか。	22	税務署		東京地 方2		R4.10.25	R5.6.29	棄却										
58	3 大阪	法人税		国(地位)	、原告会社にある本件督促処分の取消しを求める訴え 館の利益があるか否か 官(消費税)(その他)	4/2	税務署		大阪地 方7		R5.2.2	R5.6.22	却下										
61	2 広島	所得税		国(福山税 仮 務署長) 『	① コンサルティング料が必要経費・課税仕入れに該当するか否か ② 客附金控除の適用の有無 ③ 原告の上記①②に係る隠蔽仮装、偽りその他不 系正の有無 虱④ 海外法人に支払われた金員が原告の所得になる か否か ⑤ ④に係る業務委託契約について、別件訴訟で締 結された和解に基づき原告が支払うべきこととなった 金員の必要経費計上時期	27 ~ 30	資料調査課等		東京地 方51		R5.5.11												

			基本情報		争点等		角	一審				控訴審			上告審				
No.	局	主税目等	原告等	彩 被告等。述	椒栗等	年課 度税		裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等。	結果 裁判所	事件番号	提訴年月日	控 訴 人 判決日等	結果 裁判	所 事件番号	上 告 提訴年月日 人	判決日等
613	熊本	相続税		国(大分税 係 務署長) 原	本件相続税の課税価格に算入すべき財産は、本件 土地等であるか、本件売買残代金請求権であるか。	30	税 務 署	大分地 方1		R5.4.12						91111111			
614	東京	法人税		国(麹町税 係 務署長) 原	処分行政庁が取引単位営業利益法を適用して独立 企業間価格を推定した更正処分は適法か否か。	26/3	調 査 部	東京地 方38		R5.5.24									
615	東京	法人税		国(日本橋 係 税務署長) 扉	適格合併に係る被合併法人の未処理欠損金額を相 手側の欠損金額とみなして、各事業年度の損金の額 に算入したことは、法人税法132条の2に規定する「法 人税の負担を不当に減少させる結果となると認められ るもの」に該当するか否か。	27/1 2 ~ 28/1 2	調 査 部	東京地 方2		R5.5.19									
616	東京	所得税		国(藤沢税 係務署長) 原	相手側の太陽光発電に係る設備の設置、発電及び電力の充電等の一連の取組は、所得税法27条1項に 規定する「事業」に該当するか否か。	28 ~ 1	税 務 署	東京地 方3		R5.6.16									
617	東京	所得税		国(市川税 係務署長) 原	相手側は、令和元年及び令和2年分において、所得 税法上の障害者に該当するか否か。	1 ~ 2	税 務 署	千葉地 方3		R5.6.16									